

(ODA)の倍増、クールアース・パートナーシップの構築を通じて、途上国支援を充実するとともに、地球規模の課題に対しリーダーシップを発揮する。なお、他の地域・分野への支援にも引き続き取り組む。

- ・科学技術外交を強化する。

Ⅲ 革新的技術創造戦略

第三は、日本経済の強みである、ものづくりに代表される技術力の維持・発展を図る「革新的技術創造戦略」である。第3期科学技術基本計画や研究開発力強化法⁷等を踏まえながら、以下を主な柱とする。

① 革新的技術戦略

優れた革新的な技術シーズを特定し、資源の重点的・集中的投資を図りつつ、それにふさわしい研究開発体制を整備して、スピード感を持って発展させ、イノベーション創出につなげる。

- ・他国の追随を許さない技術を持ち続けることを目指す、「革新的技術戦略」(平成20年5月19日)を実行し、産業の国際競争力強化、健康な社会構築、日本と世界の安全保障を目指す。バイオ技術、医療関連技術を強化し、健康・医療産業をリーディング・インダストリーに育成するとともに、ITをいかしたユビキタス技術やロボット技術を一層活用して、高齢者や障害者が暮らしやすい社会づくりを進める。
- ・研究開発初期段階からの戦略的な知的財産の創造・保護・活用を始め、出口を見据えた研究開発のマネジメントを実現するとともに、革新的技術を持続的に生み出す環境を整備する。

② 環境・エネルギー技術等のトップランナー構想

我が国の環境・エネルギー技術は世界のトップ水準にあるが、革新的技術により世界をリードするとともに我が国の経済を支えるため、トップ水準を堅持する。

基礎研究を始め研究水準の高度化を図り、世界最高水準の研究拠点を整備するとともに、イノベーションを加速する新たな仕組みを構築する。

- ・「環境エネルギー技術革新計画」(平成20年5月19日)を推進するために、支援措置を講ずる。また、太陽光パネルを始め自然エネルギーの利用を抜本的に拡充するための仕組みを導入するとともに、クリーンエネルギー産業の国際展開を図る。
- ・企業、業種、大学の壁を越えた新たなビジネスモデル創造を支援する「イノベーション創造機構」(仮称)を創設する。
- ・引き続きベンチャー企業の創造を推進する。特に、開業・廃業の阻害要因を取り除き、新たな事業への取組を円滑に進めるよう支援する。

⁷ 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(平成20年法律第63号)

③ 革新的技術特区（スーパー特区）

革新的技術の開発を阻害している要因を克服するため、研究資金の特例や規制を担当する部局との並行協議などの仕組みを創設する。

- ・従来の行政区域単位の特区でなく、テーマ重視の特区（複数拠点をネットワークで結んだ複合体）であることなどを特徴とする「スーパー特区」を創設する。
- ・平成 20 年度は、第一弾として先端医療開発特区を創設する。新たに、上記の仕組みに加え、研究開発費を確保し、最先端の再生医療、医薬品・医療機器の開発・実用化を促進する。

④ 国家的プロジェクト緊急予算

革新的な技術開発競争は、速いスピードで、かつ世界レベルで進んでおり、迅速かつ機動的に支援できる仕組みが不可欠である。しかし、現在、年度途中に府省の枠を超えて迅速に対応できる予算は極めて限られていることから、新たな仕組みを早急に構築する。

- ・世界レベルの革新的技術競争に即応するため、府省横断的、迅速かつ機動的な研究開発投資を行うための仕組みとして、「革新的技術推進費」を創設し、科学技術予算の一定枠をこれに充て、平成 21 年度から実行する。

⑤ 検証に基づく重点的な予算配分

研究開発予算の使われ方の評価・検証を徹底する。

- ・総合科学技術会議が中心となって、平成 20 年以内に、研究開発マネジメントの在り方を点検し、PDCAサイクルを改善する。その成果については、平成 21 年度以降の評価に反映する。

2. 地域活性化

（1）地方再生

地方の元気は日本の活力の源である。「地方再生戦略」⁸等に基づき、地方分権改革の推進とあいまって地方の創意工夫をいかした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押しするとともにPDCAを着実に実施する。

【改革のポイント】

1. 「地方再生戦略」に基づき、地方が主体となって取り組む事業の立ち上がり段階を「地方の元気再生事業」等により国が全面的に応援する。地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、地域力再生機構を創設する。
2. 中心市と周辺市町村が協定により役割分担する「定住自立圏構想」⁹の実現に向けて、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し人口の流出を食い止める方策を、各府省連携して講ずる。

⁸ 「地方再生戦略」（平成 20 年 1 月 29 日改定）

⁹ 「定住自立圏構想」（平成 20 年 5 月 23 日）

【具体的手段】

（１）地域活性化の支援

- ・「地方再生戦略」に基づき、地方都市、農山漁村及び過疎・離島など基礎的条件の厳しい集落における地方の課題に応じた地方再生の取組を実施する。平成20年度においては「地方の元気再生事業」の対象を7月に選定し、人材育成・社会実験の実施等を中心に支援する。平成21年度に向けては、定住自立圏構想や広域地方計画などの地域間連携の仕組みの下で、地域成長力強化、地域生活基盤確保及び低炭素社会づくりを重点に地域活性化の戦略を展開する。
- ・地方団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保するとともに、地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分する。
- ・地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、中規模企業や第三セクターの事業再生と面的再生に向けた取組を、第三セクター改革等と連携しながら、地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構を創設する。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」¹⁰の施行を踏まえ、第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。

（２）都市機能の集約とネットワーク化

定住自立圏構想をプラットフォームとして、今年度から地方公共団体と意見交換しながら具体的な圏域形成を進めるとともに、各府省連携して支援措置等を講ずる。まちの再設計を図るため、市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中する取組を支援する。また、「地域公共交通活性化法」¹¹に基づき、住民の足の確保に対し支援する。

（３）観光の振興及び地域の資源をいかした活性化

- ・「観光圏整備法」¹²等に基づく滞在型観光の促進や、G8北海道洞爺湖サミットを契機とする各地域への国際会議の誘致等により、国内観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にすること等を目指す。
- ・「歴史まちづくり法」¹³、「頑張る地方応援プログラム」等に基づく取組及び民間の担い手によるまちづくり活動への支援を行う。
- ・地域の強みをいかした企業立地を促進する。

（４）農山漁村の活性化

- ・「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施し、都市と農山漁村の共生・対流を通じた農山漁村の活性化を図る。

¹⁰ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）

¹¹ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）

¹² 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（平成20年法律第39号）

¹³ 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号）

- ・「緑の雇用」により担い手を育成する等活力ある山村づくりを推進する。
- (5) 科学技術による地域活性化

「科学技術による地域活性化戦略」¹⁴等を踏まえ、産学官連携による多様な地域科学技術拠点群及びグローバル科学技術拠点の形成支援等を行う。
- (6) 農商工連携等の推進
 - ・ 5年間で500の新事業の創出を目標に、農林漁業者と中小商工業者等との連携（農商工連携）強化に必要な総合的支援を講じ、相乗効果を発揮させる。
 - ・ 地域商業は地域経済の活性化に重要な役割を果たすものであることを踏まえ、地域商業活性化を「地方再生戦略」に位置付け、商業者の意識改革や自立化を促す地域商業モデルの創出・普及等を行う。

(2) 農林水産業

耕作放棄地の長期拡大、従事者の急速な高齢化、生産額の大幅減少といった危機を克服し、国際的な食料事情をめぐる潮目の変化を「強い農業構造」に転換するチャンスとして、高い付加価値を生み出す農林水産業、食料自給率の向上を始めとする食料供給力の強化を目指す。

【改革のポイント】

1. 「21世紀新農政2008」¹⁵を着実に実施する。
2. 「強い農業構造」への転換に向け、農地の確保と徹底した有効利用、農地の集積、法人経営や新規参入の促進、多様な生産者の創意工夫の発揮、規模拡大等により農業経営を発展させるとともに、農林水産物の輸出を促進する。
3. 国産材の需要拡大をいかした林業・木材産業の再生、燃油高騰等に対応できる力強い水産業への構造転換を推進する。

【具体的手段】

- (1) 平成の農地改革に向けた農業改革プランの取りまとめ

農林水産省は、下記の点について検討を進め、経済財政諮問会議の議論を経て、平成20年内に農業改革プランの成案を得て、制度改革を行う。

 - ① 平成の農地改革：農地を確保しつつ、「所有」と「利用」を分離し、効率的な農地利用を徹底し、農地の集積を進める。平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消する。
 - ② 企業型農業経営の拡大：農業経営の法人化を進めるなど、企業的感觉を有する農業経営を拡大する。農地リース事業の在り方（市町村による地域指定など）を含め農地の利用に関する規制を見直し、地域に応じた多様な新規参入を促進する。

¹⁴ 「科学技術による地域活性化戦略」（平成20年5月19日）

¹⁵ 「21世紀新農政2008」（平成20年5月7日）

(2) 林業・木材産業、水産業の体質強化

国産材の安定供給体制の確立に向け、林業生産システムを大胆に効率化し、加工・流通体制を改善する。未利用木質資源を含む国内森林資源の徹底した利用（間伐材チップの利用など）を促進する。また、省エネ型漁業操業形態への転換等による燃油高騰への対応、漁業共済機能の活用等による効率的かつ安定的な経営体の育成・確保を進める。

(3) 中小企業

成長力強化及び地域活性化のカギは、中小企業の成長にある。異業種間や大企業・中小企業間の連携による相乗効果の発揮等により、中小企業のダイナミズムを発揮させる。

【改革のポイント】

ワンストップ支援拠点として全国316か所に整備する「地域力連携拠点」を中核として、中小企業の強みをいかした新事業展開を支援する。

【具体的手段】

- ・ 全国 316 か所の「地域力連携拠点」等を通じ、ITや企業OBの活用による経営支援、国内外の市場開拓など、中小企業の新事業展開支援を行う。
- ・ 独占禁止法¹⁶及び下請法¹⁷による取締り強化、業種別ガイドラインを通じた下請適正取引等の推進、売掛債権早期現金化等の資金調達手段の提供や事業承継・再生円滑化など中小企業の事業基盤を強化する。
- ・ 原油価格高騰等の影響を受けている中小企業者に対し、政府系金融機関等による資金調達の円滑化を図るとともに、民間金融機関に対しても配慮を要請する。

¹⁶ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）

¹⁷ 「下請代金支払遅延等防止法」（昭和 31 年法律第 120 号）

第3章 低炭素社会の構築

京都議定書約束期間が始まり、地球温暖化問題への対処が人類共通の重要課題となる中、環境・エネルギー分野の進んだ技術等、日本の「環境力」を発揮し、積極的な外交を通じて、地球環境と共生する低炭素社会づくりを国内外で加速する。

1. 低炭素社会構築のための行動計画

【改革のポイント】

1. 低炭素社会に向け、我が国の行動計画を平成 20 年 7 月中に策定する。
2. 京都議定書削減目標の確実な達成のため、取組を加速する。
3. ポスト京都議定書の枠組み構築に向け、イニシアティブを発揮する。

【具体的手段】

(1) 低炭素社会の構築に向けた行動計画の策定

京都議定書目標の確実な達成はもとより、「2050 年半減」という世界の目標の実現に向け、我が国の長期目標として 2050 年までに 60～80%の削減を掲げ、世界に先駆けて低炭素社会へ転換する。このため、『低炭素社会・日本』をめざして¹⁸⁾に示された革新的な技術開発や、排出削減に対する経済的インセンティブを付与すること等について、我が国として共有すべき姿と、そこに至る道程を、平成 20 年 7 月中に行動計画として示す。

(2) 京都議定書目標の確実な達成

- ・ 京都議定書約束期間（2008～2012 年）の毎年度、強化・追加が必要な施策の検討を行いつつ、「京都議定書目標達成計画」¹⁹⁾に基づく取組を加速する。
- ・ CO₂に取引価格を付け、市場メカニズムを活用し技術開発や削減努力を誘導していく手法の一つである国内排出量取引制度については、平成 20 年秋、多くの業種・企業の参加を得て国内統合市場の試行的実施を開始する。これも踏まえ、実需に基づく健全な市場をつくるため、国際動向も注視し、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題等を明らかにする。
- ・ 新たな規制・施策や予算措置については、環境への負荷についても検討を加える等、低炭素社会に向けて政策横断的に取り組む。
- ・ 安全性を一層高め、主要利用国並の設備利用率を目指す等、原子力発電を推進するとともに、核燃料サイクルの確立に向けて取り組む。
- ・ 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じた森林の整備・保全、木材利用等の森林吸収源対策を加速化する。

¹⁸⁾ 『低炭素社会・日本』をめざして（平成 20 年 6 月 9 日：総理大臣スピーチ、平成 20 年 6 月 16 日：地球温暖化問題に関する懇談会提言）

¹⁹⁾ 「京都議定書目標達成計画」（平成 20 年 3 月 28 日閣議決定）

(3) ポスト京都議定書の枠組みづくりにおけるイニシアティブの発揮

- ・ 米・中・印等の主要排出国をはじめとする「全員参加」型の衡平で実効ある次期枠組み構築を世界に働きかけ、平成 21 年の C O P²⁰15 での合意を目指す。このため、「クールアース 50」²¹、「クールアース推進構想」²²を早急に推進し、G 8 北海道洞爺湖サミットはもとより、気候変動枠組条約の下での国際交渉等においてイニシアティブを発揮する。
- ・ 今後 10～20 年での世界全体の温室効果ガスのピークアウトを実現するため、主要排出国とともに、国別総量目標を掲げて取り組む。このため、セクター別に削減可能量を積み上げる方式、世界全体の必要削減量との整合性の取り方について、各国の理解を促進し、平成 20 年の C O P¹⁴において削減可能量の分析作業の報告を行うよう働きかける。基準年に係る論点も含め、国別総量目標設定の共通の方法論を確立するとともに、平成 21 年のしかるべき時期に我が国の国別総量目標を発表する。
- ・ セクターごとの技術移転等の協力を強化する「協力的セクター別アプローチ」について途上国を含め理解を形成するとともに、国際社会が協調し革新技術の開発を進める「環境エネルギー国際協力パートナーシップ」の実現を目指す。
- ・ 5年間で 100 億ドル規模の「クールアース・パートナーシップ」や最大 12 億ドルを拠出する新たな多国間基金により途上国の気候変動緩和・適応対策を支援する。また、原子力の安全で平和的な利用拡大のための国際的取組・支援を実施する。
- ・ 気候変動と社会・経済との相互関係等についての先進的研究や、低炭素社会研究にかかわる機関による国際ネットワーク設立、気候変動とその影響等把握のための全球の観測・監視体制の強化に取り組む。
- ・ アジアにおける低炭素型・低公害型の経済活動の普及等を目指し、「クリーンアジア・イニシアティブ」²³等を具体化する。
- ・ 国際海運からの C O₂削減に係る枠組みづくりを先導すべく、船舶実燃費指標の開発・国際標準化、技術者の人材育成等を行う。
- ・ 途上国の森林減少・劣化を防ぐ違法伐採対策等に国際的に貢献する。

²⁰ 気候変動枠組条約締約国会議

²¹ 「クールアース 50」(平成 19 年 5 月 24 日)

²² 「クールアース推進構想」(平成 20 年 1 月 26 日)

²³ 「クリーンアジア・イニシアティブ」(平成 20 年 6 月 6 日)

2. 持続可能なライフスタイル

【改革のポイント】

国民の抜本的な意識改革を図るとともに、地域の力をいかし、国全体・社会全体で総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、「環境モデル都市」、「200 年住宅」など、生活や社会の在り方の変革を促す対策を強化する。

【具体的手段】

- ・平成 20 年 7 月に、低炭素社会の先行事例となる都市・地域を「環境モデル都市」として選定し、提案実現に向け新たな制度的対応も含む支援等を行うとともに、他地域へ波及させていく。都市機能の集約等を通じた環境負荷の小さいまちづくりを行う。安全に通行できる自転車通行環境づくりを行う。
- ・ストック型社会に向け、環境負荷の低減等に資する「200 年住宅」の普及のため、履歴情報の充実など既存住宅流通市場の整備、税制優遇等により供給・流通等を支援する。
- ・PFI など民間知見を活用し、「霞が関低炭素社会」構想を実現する。
- ・オフィスや家庭における新エネ導入や省エネ推進のため、経済的支援や規制措置等を充実する（太陽光パネル、断熱壁や二重窓、省エネ機器、次世代自動車等）。また、税制のグリーン化を進める。太陽光発電については、世界一の座を再び獲得することを目指し、2020 年までに 10 倍、2030 年に 40 倍を導入量の目標とする。
- ・食料と競合しない稲わら、間伐材等の未利用資源などバイオマスの利用・供給等を進める。
- ・製品の製造・使用等に伴うCO₂排出の「見える化」を進めるため、カーボン・フットプリント制度等の国際的なルールづくりに積極的に関与するとともに、平成 21 年度から試行的な導入実験を開始する。環境に配慮した事業活動や、SRI²⁴ファンドの拡大など金融のグリーン化を推進する。
- ・エコポイントやカーボンオフセット等による国民の環境行動を拡大する。
- ・低炭素社会や持続可能な社会について教え、学ぶ仕組みを取り入れる。
- ・地球温暖化対策及び豊かなライフスタイルの実現のため、サマータイム制度の導入を目指す。
- ・7月7日を「クールアース・デー」とし、低炭素社会へ向け国民運動として取り組む。
- ・上記に加え、低炭素社会構築のため、自然共生社会や「もったいない」の精神に基づく循環型社会に向けた取組を国内外で統合的に推進する。

²⁴ SRI (Socially Responsible Investment : 社会的責任投資)

第4章 国民本位の行財政改革

国民本位の行財政改革のため、地方分権、生活者重視の行政、ムダ・ゼロを実現するとともに、それを支える財政を構築する。このため、以下の改革に取り組むとともに、「基本方針 2006」²⁵、「基本方針 2007」²⁶に沿って資産債務改革等を実行する。

1. 国民本位の行財政への転換

(1) 地方分権改革

【改革のポイント】

1. 平成 21 年度中できるだけ速やかに「新分権一括法案」を国会に提出する。
2. 国の出先機関を大胆に合理化する。
3. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。

【具体的手段】

(1) 地方分権改革の推進

「地方分権改革推進委員会」（以下、「同委員会」という。）の「第 1 次勧告」²⁷を受けた「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」²⁸に基づき取り組む。同委員会は、平成 20 年内に地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しの検討を進めるとともに、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。

これら勧告を踏まえ、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成 21 年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

(2) 国の出先機関の見直し

同委員会は、経済財政諮問会議の提言を踏まえた「第 1 次勧告」で示した次のような仕分けの考え方及び見直しの進め方に沿って、仕事及びこれに伴う人員の移譲を含む国の出先機関の抜本的な改革について勧告を行う。政府として、これを実現するための計画を平成 20 年度内に策定する。

- ① 事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているものは、地方への一元化が基本
- ② 法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているものは、事務・権限の地方への移譲が基本
- ③ 地方が実施する事務に関して、国が広域的な見地等から調整し、又は関与を行っているものは、廃止が基本

²⁵ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）

²⁶ 「経済財政改革の基本方針 2007～「美しい国」へのシナリオ～」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）

²⁷ 「第 1 次勧告～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」（平成 20 年 5 月 28 日）

²⁸ 「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」（平成 20 年 6 月 20 日）

- ④ 現在は主に国のみでその事務を行っているものは、地方自治体による総合行政の確立等に資する場合、事務・権限の地方への移譲・廃止等が基本
- (3) 道州制の導入に向けた検討
道州制の前提となる地方分権改革を進め、「道州制ビジョン」の策定に向け、国民的な議論を更に深めるとともに「道州制ビジョン懇談会」において引き続き検討を行う。

(2) 生活者重視の行政システム（消費者行政、規制改革）

【改革のポイント】

1. 「消費者行政推進基本計画」²⁹等に基づき、消費者庁（仮称。以下同じ。）を創設する。
2. 国民生活の安心・豊かさ・利便性の向上など消費者・生活者本位の規制改革を重点分野を定めて実行し、その結果を着実にフォローアップする。

【具体的手段】

(1) 消費者庁の創設等

食品表示偽装や悪徳商法の根絶等を目指すなど、消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる消費者庁を平成 21 年度に創設するほか、消費生活センター等を一元的な相談窓口と位置付け全国ネットワークを構築するなど「消費者行政推進基本計画」に基づく取組を実施する。さらに、「生活者や消費者が主役となる社会」を目指しアクションプランを策定し、実施する。

(2) 公文書管理体制の整備

公文書管理の適正化のための法案を次期通常国会までに提出するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備する。

(3) 消費者・生活者のための規制改革

診療報酬の審査・支払業務の抜本的効率化、質の確保された保育サービスの充実を含む幅広い分野について取り組み、平成 20 年末までに結論を得る。

(4) 国家公務員制度改革の着実な推進

「国家公務員制度改革基本法」³⁰に則り、国家公務員制度改革を着実に推進する。

(3) 政府機能見直しプログラム～ムダ・ゼロの実現～

【改革のポイント】

中期的なプログラムに沿って、官から民へ、国から地方へ等の基本的視点に立って事業の仕分け・見直しを行いつつ、ムダのない政府をつくる。

²⁹ 「消費者行政推進基本計画」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）

³⁰ 「国家公務員制度改革基本法」（平成 20 年法律第 68 号）

【具体的手段】

(1) 国と地方の仕分け（「地方分権改革」において記述）

(2) 官と民の仕分け

① 独立行政法人改革

「独立行政法人整理合理化計画」³¹を確実に実行するとともに、独立行政法人通則法³²の改正により、内閣によるガバナンスの強化を図る。

② 市場化テスト

内部管理業務等の重点分野について検討し、平成 20 年内に「公共サービス改革基本方針」を改定する。地方分権と並行して、地方出先機関へ導入する。

(3) 「ムダ・ゼロ政府」を目指して

① 民間経営ベストプラクティスの導入

予算の受取手の明示（平成 20 年度試行、21 年度実施）、成果による職員評価（21 年度実施）、残業削減（20 年度試行）、目標による組織管理（21 年度試行）、業務の分析・「見える化」（20 年度試行）を実行する。

② 内部管理業務の IT を活用した効率化

旅費業務等の内部管理業務について、「アクションプラン」³³を実行する。

③ 政策の棚卸し

各大臣の下で概算要求時までに政策の徹底的な見直しを行って、確実に平成 21 年度予算要求に反映させる。特別会計全般について、必要性・透明性の観点から総点検し、政策の棚卸しを行う。また、省庁の縦割りにとらわれない無駄の排除のため、PDCAを厳格に行う。

④ 公益法人の見直し（行政と密接な関係にある公益法人への支出の見直し）

支出の無駄や非効率根絶のため、約 350 法人を対象に、次により行った集重点検結果を 6 月末に公表する。その結果をその他の法人も含め平成 21 年度予算に反映する等により、公益法人への支出の無駄の根絶、競争的でない随意契約の実質的な全廃、役員報酬抑制、役員数削減等による人件費削減を実現する。これにより、行政と密接な関係にある公益法人の大幅な削減を実現する。

i) 国からの支出の必要性の徹底的な検証

ii) 随意契約の原則廃止

⑤ 規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化

規制改革担当大臣を中心に具体案の検討を行い、平成 20 年末までに結論を得る。

⑥ 重要対象分野の政策評価

「基本方針 2007」のプロセスに則り、少子化社会対策関連の施策、若年者雇用対策、農地政策の評価を実施する。

³¹ 「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）

³² 「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）

³³ 「IT を活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」（平成 20 年 5 月 30 日）